学校等における児童虐待防止の取組の推進

○「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」(通知)(平成22年3月)

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・通告義務、通告後の関係機関との連携、教職員研修の充実、要保護児童対策地域協議会への積極的参画等について、教育委員会や学校等に通知。

〇「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成22年3月)

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と厚生労働省で協議の上、指針を作成し、教育委員会や学校等に通知。

<u>○「児童虐待に係る児童虐待の速やかな通告の一層の推進について」(通知)</u>(平成24年3月)

児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を整理し、教育委員会や学校等に通知。

- 1. 事実が明らかでなくても、一般の人から見て主観的に児童虐待があったと思われる場合は通告義務が生じること。
- 2. 学校の働きかけにより状況に変化がある場合でも、学校だけで状況を判断せず、児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図ること。
- 3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと。また、要保護児童地域対策協議会を活用すること。
- 4. 通告は、保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有することを改めて認識すること。
- 5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、校内の連携を図ること。また、児童相談所等と連携して、研修等を積極的に実施すること。

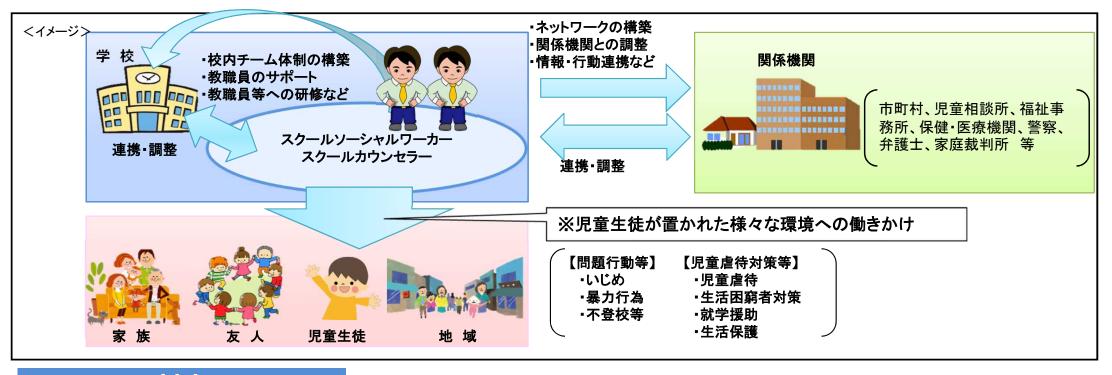
○「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(通知)(平成27年7月)

一時保護が行われている児童生徒が学習を行っている場合は、一定の要件を満たす場合に「出席扱い」を認めること等を明確化。また、研修や通告が適切に行われ、関係機関間の個人情報の引継ぎが円滑に行われるよう、教育委員会や学校等に通知。

学校での早期発見と適切な初期対応の推進

現状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。
 - ※ 平成22年以降、適切な対応(関係法令に基づく通告等)、教員研修の実施等について通知により周知。



対応

○ 学校へのスクールソーシャルワーカー(SSW)及びスクールカウンセラー(SC)の配置を充実。平成28年度予算 スクールソーシャルワーカー活用事業 972百万円、3,047人(647百万円、2,247人)スクールカウンセラー活用事業4,527百万円、25,500校(4,027百万円、24,000校)

【目標(H31年度まで)は、SSWは全中学校区(1万人)、SCは全小・中学校(27,500校)】

○ SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。